

The logo for JETRO, featuring the word "JETRO" in a stylized, serif font.

Japan External Trade Organization

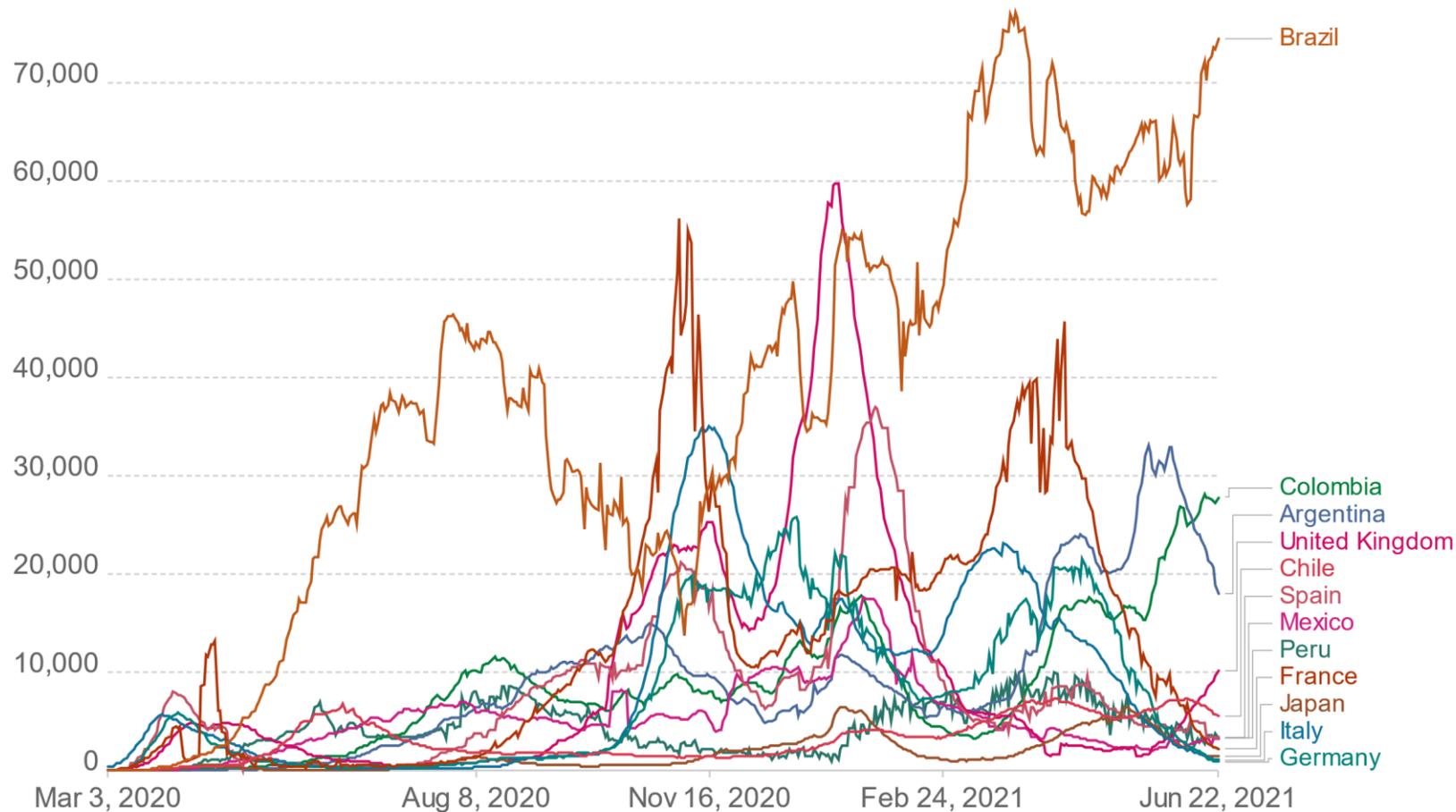
中南米の知財財産概況

2021年6月25日
JETROサンパウロ
貝沼 憲司

パンデミック状況

Daily new confirmed COVID-19 cases

Shown is the rolling 7-day average. The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.



ワクチン接種済人口比(日時)

ブラジル	30.4%(6/23)
メキシコ	22.7%(6/22)
コロンビア	28.6%(6/18)
ペルー	18.2%(6/18)

イギリス	81.9%(6/20)
ドイツ	51.6%(6/22)
イタリア	52.3%(6/23)
スペイン	30.4%(6/21)

アメリカ	53.4%(6/21)
------	-------------

本日のトピック



中南米各国出願動向

特許、商標、意匠



コロナと知的財産

強制実施権、特許存続期間



各国最新施策

ブラジル、メキシコ、チリ



フリートレードゾーンと模倣品対策

FTZ、流通ルート、各種取組み

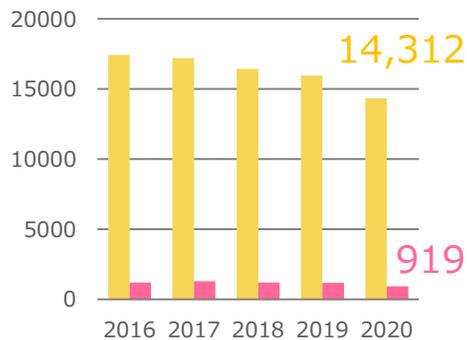
特許出願動向



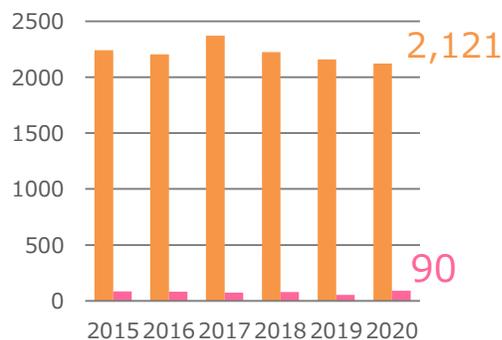
中南米各国出願動向 特許

ピンクは日本からの出願件数

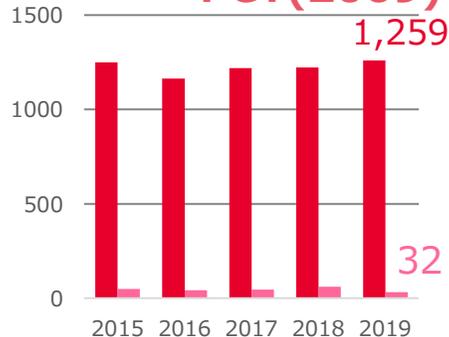
メキシコ
PCT(1995)



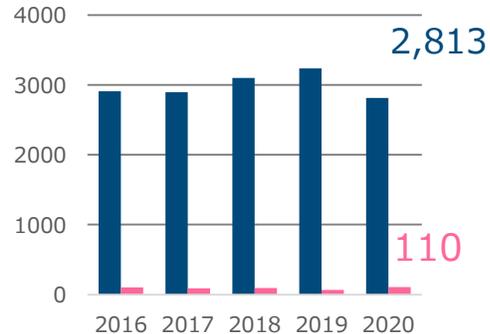
コロンビア
PCT(2001)



ペルー
PCT(2009)



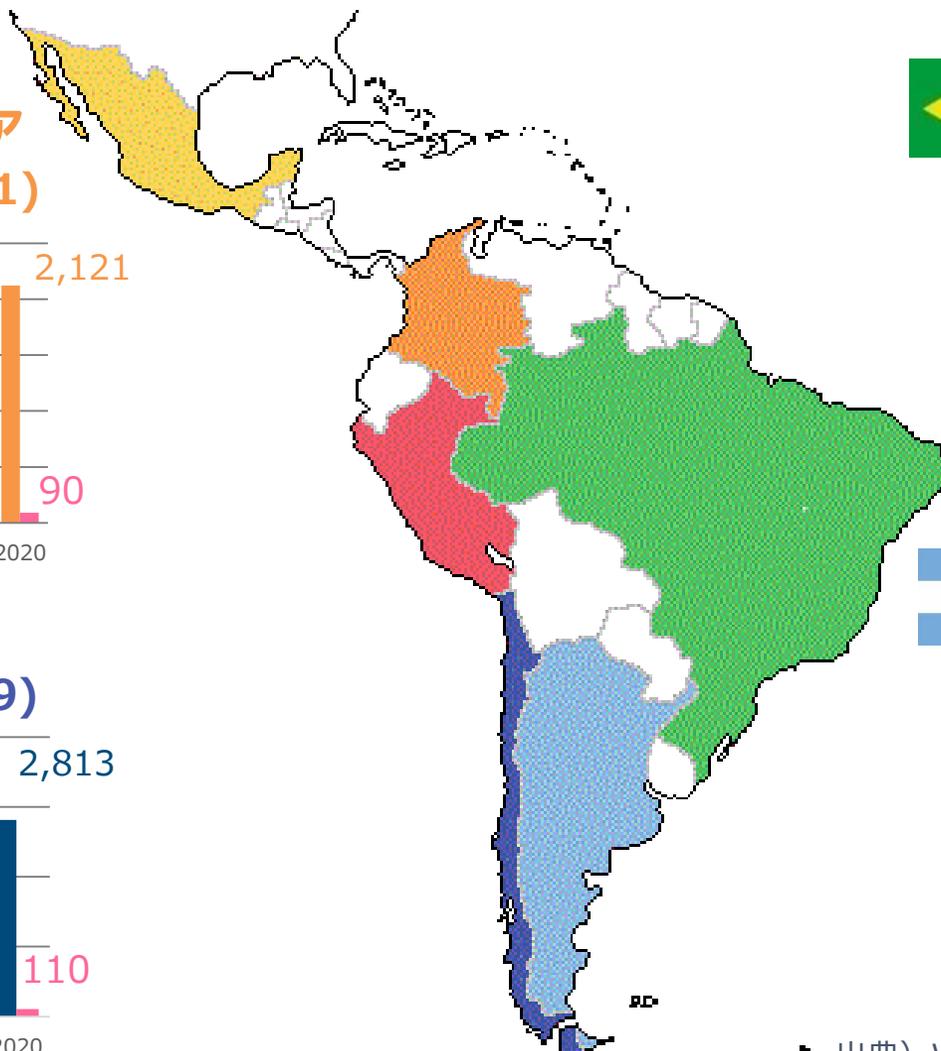
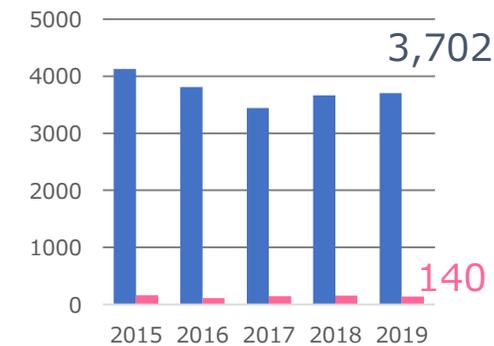
チリ
PCT(2009)



ブラジル
PCT(1978)



アルゼンチン



出典) WIPO IP Statistics Data Center
2020年のデータは各国ウェブサイトより

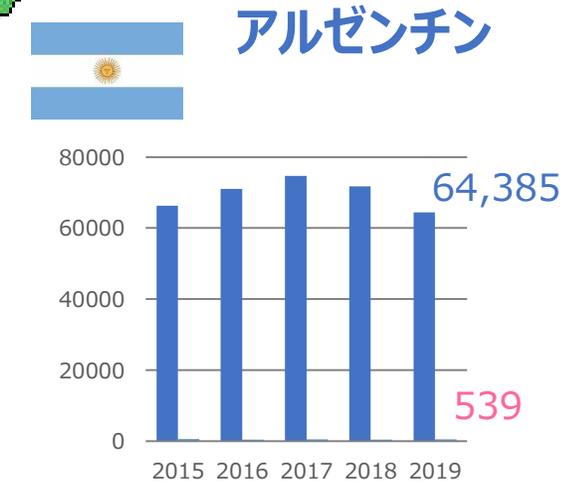
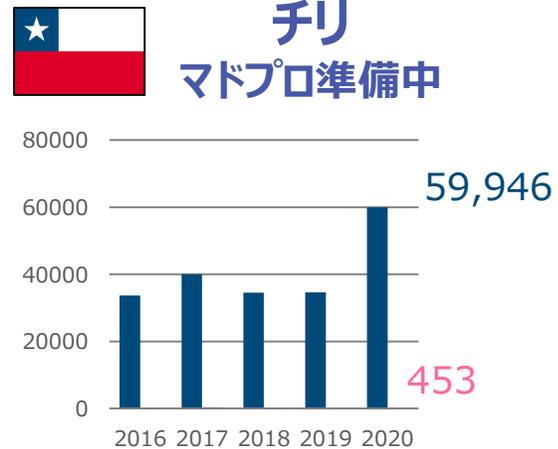
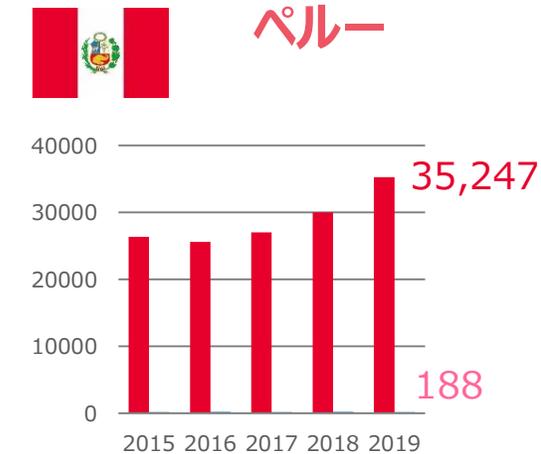
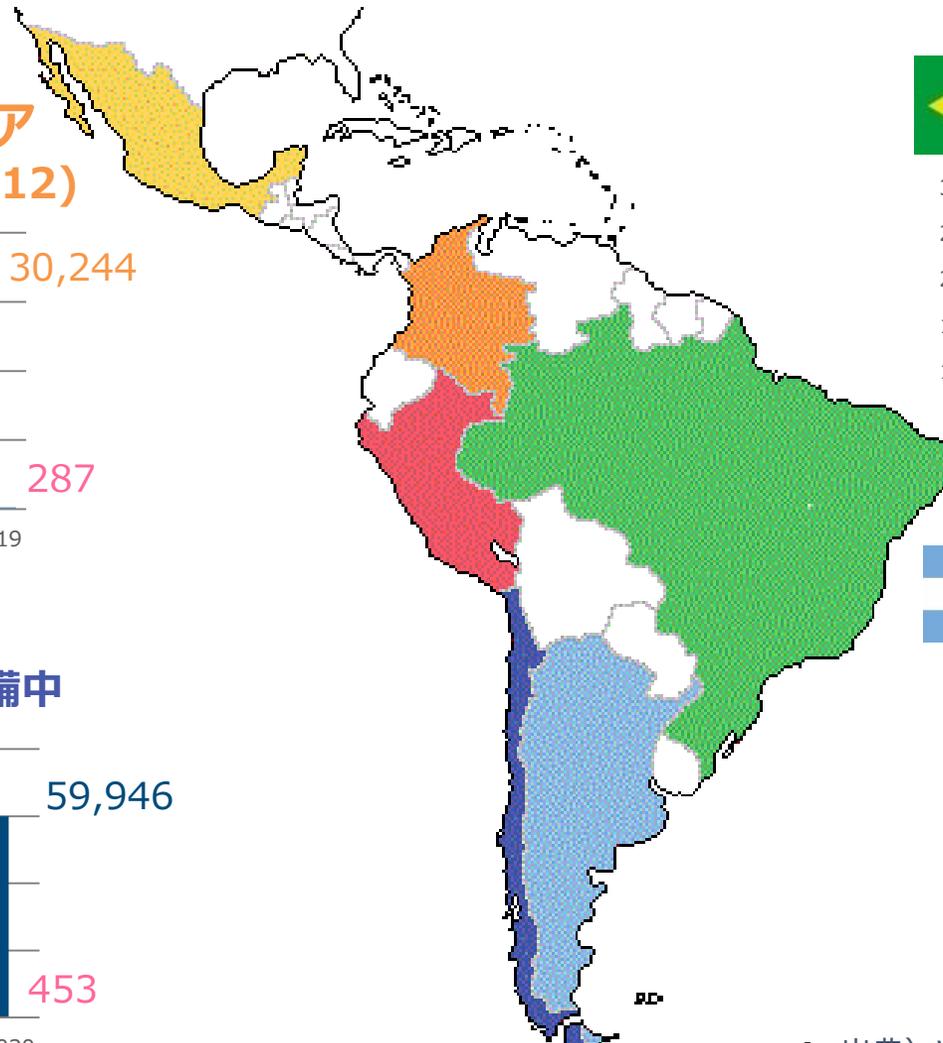
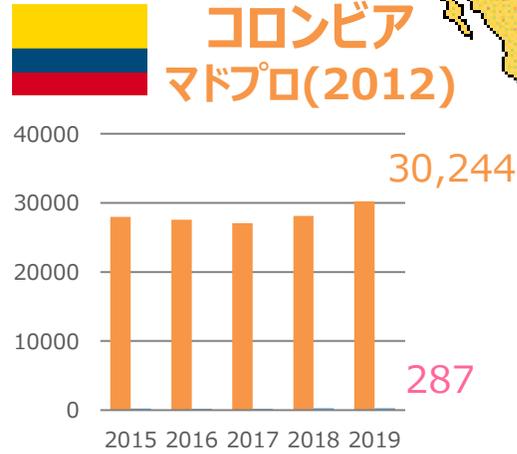
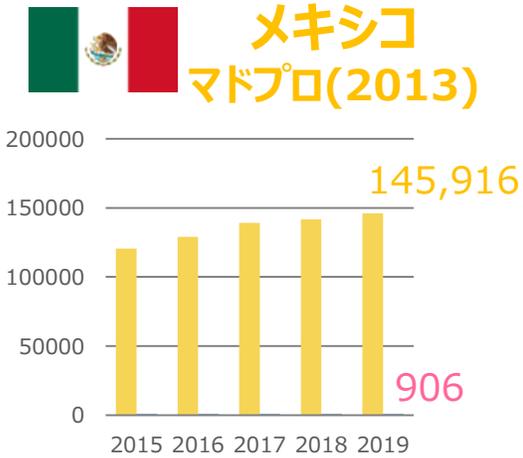
商標出願動向



中南米各国出願動向

商標

ピンクは日本からの出願件数



出典) WIPO IP Statistics Data Center
2020年のデータは各国ウェブサイトより

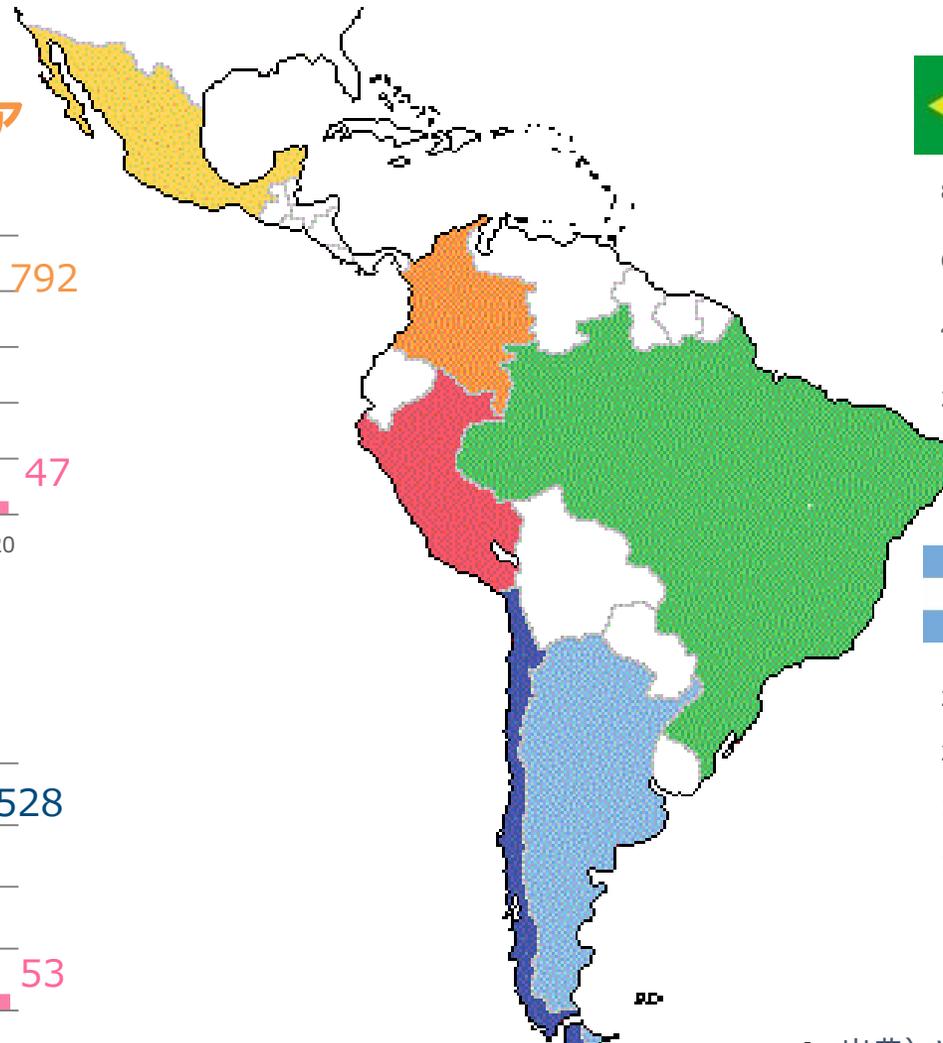
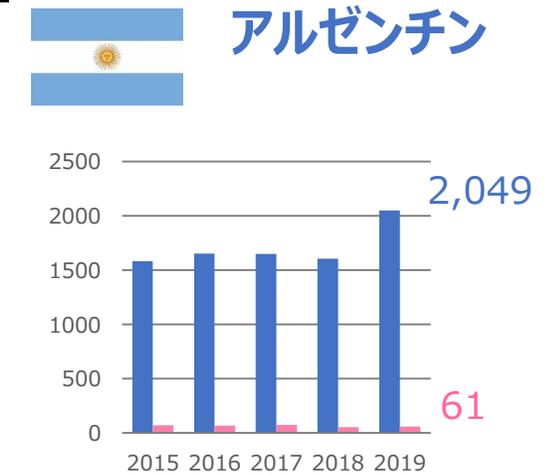
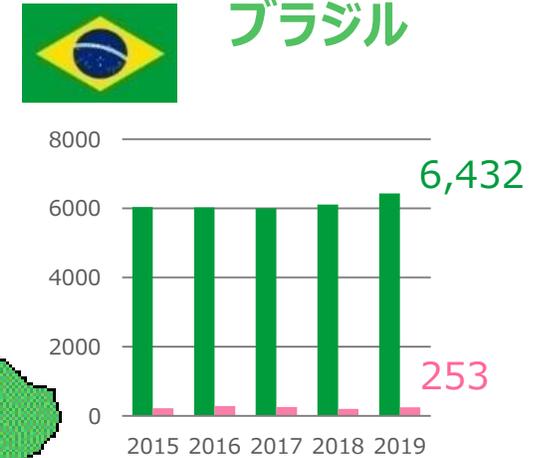
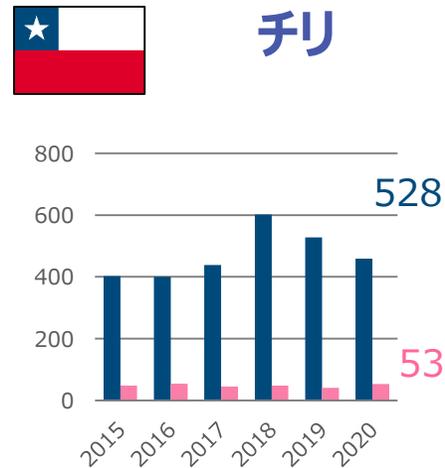
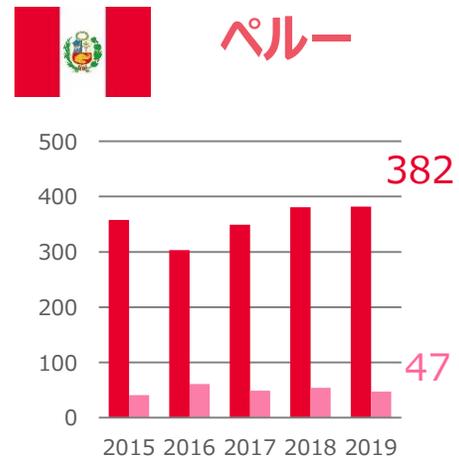
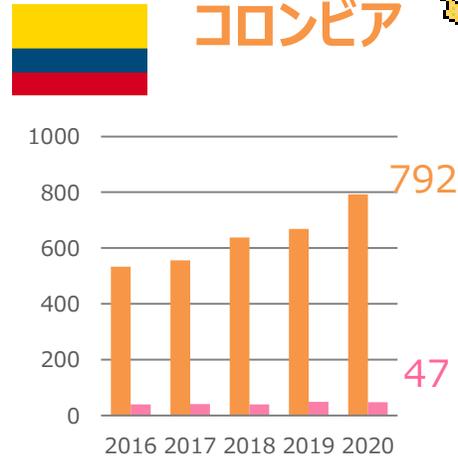
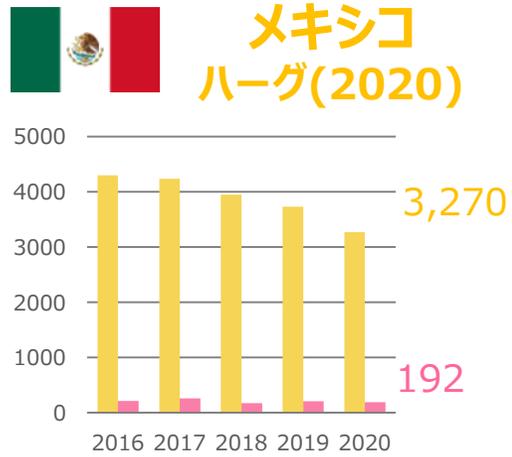
意匠出願動向



中南米各国出願動向

意匠

ピンクは日本からの出願件数



出典) WIPO IP Statistics Data Center
2020年のデータは各国ウェブサイトより

本日のトピック



中南米各国出願動向

特許、商標、意匠



コロナと知的財産

強制実施権、特許存続期間



各国最新施策

ブラジル、メキシコ、チリ



フリートレードゾーンと模倣品対策

FTZ、流通ルート、各種取組み

中南米における動向



コロナと知的財産 強制実施権

- 5月5日、米国はTRIPS協定における知財保護義務を免除（**ウェイバー提案**）を支持
- 6月4日、欧州委員会は特許放棄を**否決**するも、6月9日、欧州議会は特許放棄を**支持**



5月12日**アンティグア・バーブーダ**が**強制実施権**を用いてワクチンの輸入の意向を表明

2020年3月20日**エクアドル**議会、コロナ関連技術に**強制実施権**を付与することを承認

5月11日**ボリビア**政府とBiolyse Pharma社(加)がワクチン輸入に関する契約締結。カナダにおいて**強制実施権**申請中

2020年3月17日**チリ**下院議会、コロナ関連技術に **強制実施権**を付与することを承認

4月29日**ブラジル**、コロナ関連ワクチン特許の**強制実施権**を承認する法案が上院通過
ウェイバー提案に対しては、**第三の道**を支持

アルゼンチン政府、**特許放棄**を支持

ブラジル特許存続期間



ブラジル産業財産法 第 40 条

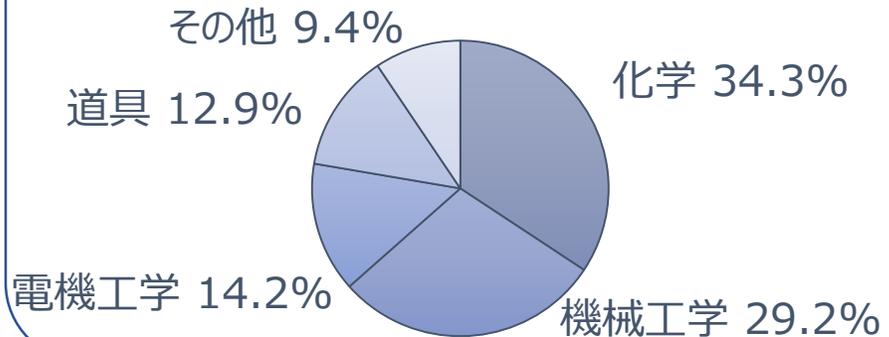
出願日から起算して、発明特許は20年の期間、実用新案特許は15年の期間について効力を有する。

補項 特許存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は10年未満、実用新案特許の場合は7年未満であってはならない。ただし、INPIが、係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗力のために、出願の実体審査をすることができなかったときは、この限りでない。

事例：抗糖尿病薬



技術分野



全特許付与における40条補項対象割合の推移





40条の規定は特許期間を不確定にしており、第三者による発明利用の予見可能性を困難にし、社会的秩序と経済秩序に強い損害を与えているため、**憲法第5条に規定する特許保護の一時性の原則に違反**している。

検察総長

ブラジル憲法 第5条

すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される。

XXIX 法律は、社会的利益ならびに国の技術的および経済的發展を考慮して、**工業発明者に対し、その使用の期限の定める特権、または工業的創造、商標の所有権、商号および他の標章に対する保護を保障する**



違憲

アミカスキュリエ

VS

合憲



市民協会(GFB) 知的財産研究所(IBPI)
エイズ学会(ABIA) 化学バイオ協会(ABIFINA)
Prógenericos, Defensoria,
UNIÃO, APROSOJA

知的財産協会(ABPI) 工業所有権協会(ABAPI)
農業バイオ協会(AGROBIO) 製薬協会(INTERFARMA)
AGU, AB2L, Congresso Nacional,
CropLife, ANPEI, Abinee

特許処理の迅速化と保護期間の不当な短縮を避けるための措置の採用は、TRIPs協定第62条に基づき、ブラジルが想定している国際的コミットメントであり、40条は特許処理の遅れに起因する歪みを是正し、**保護期間の不当な短縮を防止するためのメカニズム**である。



● 2月24日 検察総長(PGR)より40条補項の**効力停止仮処分申請**

● 4月 7日 トフォリ最高裁判事による**暫定措置**
医薬品等における今後付与される特許の補項の適用を一時停止

● 5月 6日 **違憲判決**
判事11名中、**違憲9名、合憲2名**

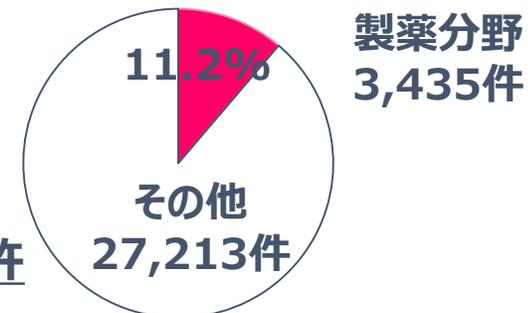
● 5月12日 **結審**（判決の適用範囲の調整）

議事録公開以降に付与される特許について40条補項は適用無し
議事録公開時点で既に付与されている特許については有効

但し、以下の2点は**遡及的に**40条補項による期間延長が無効

- ・本件に関する仮処分発表日である2021年4月7日までに提起された訴訟案件
- ・**医薬品および医療機器ならびにその材料に関する製品および方法に関する特許**

参考) 補項適用特許における
製薬分野の割合



本日のトピック



中南米各国出願動向

特許、商標、意匠



コロナと知的財産

強制実施権、特許存続期間



各国最新施策

ブラジル、メキシコ、チリ



フリートレードゾーンと模倣品対策

FTZ、流通ルート、各種取組み



- **バックログ対策**

2021年までに**80%**削減

- **優先審査、PPH**

審査処理の促進

15.8ヵ月(2020) → **目標12ヵ月(2021)**

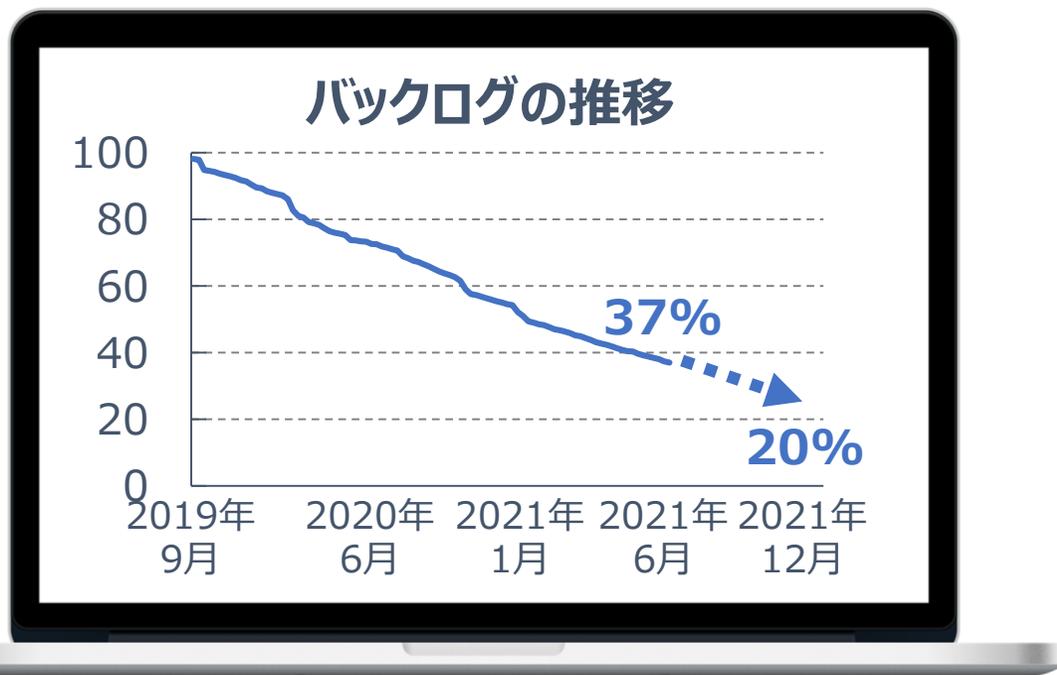
- **WIPO GREEN**

イノベーション促進施策





- 背景 産業財産法**第40条**に基づく権利期間延長による社会損失の解消
- 目標 **2021年**までにバックログを**20%**にすること
- 具体的施策 **他国審査結果の活用**



※審査請求からの期間

出典) INPI Website



種類

出典) INPI Website

出願人関連出願

- 高齢者 零細企業
- 障害者 ICT企業
- 重病者 スタートアップ

状況関連出願

- 財源獲得のため 先使用
- 第三者による無断利用 公的資金による技術
- 第三者による偽造の疑い 市場利用可能

技術関連出願

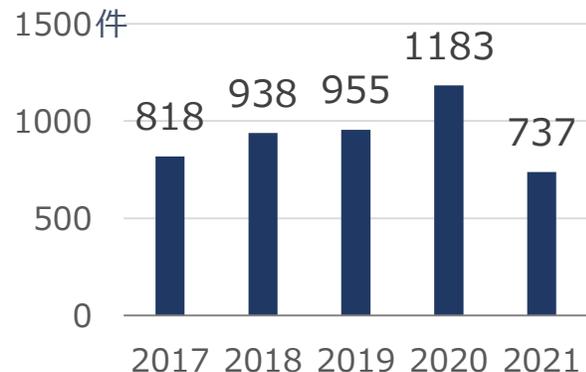
- 環境技術
- 特定疾患治療技術
- COVID-19 関連技術

協力関連出願

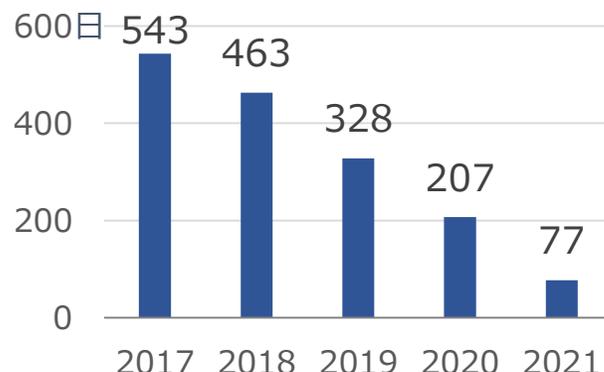
- 特許ファミリー
- PPH



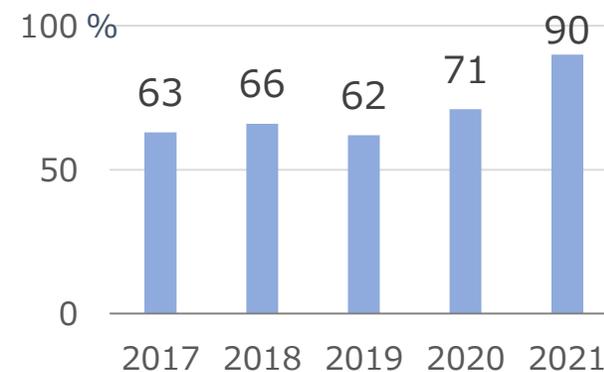
申請数



審査期間



特許査定率



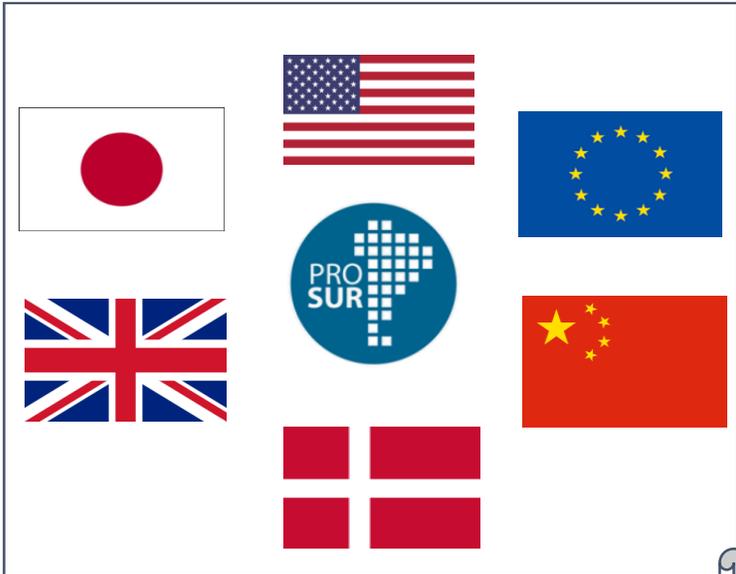
優先審査 (PPH)



各国最新施策

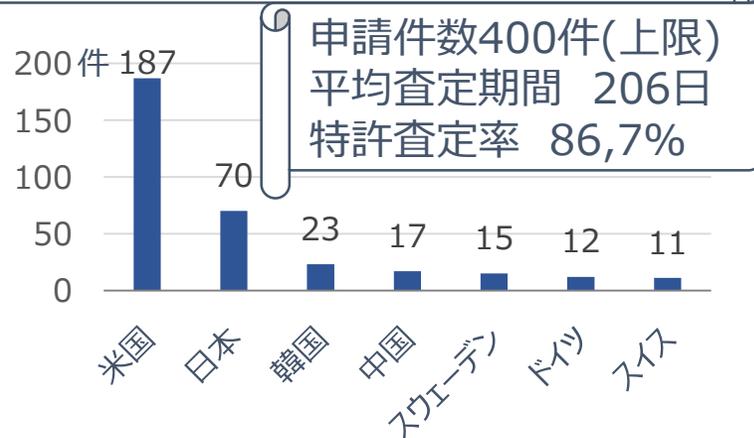
ブラジル

国ごとの個別PPH
2019/12/1以前



統一PPH フェーズ i
2019/12/1～2020/12/31

- ✓ 分野制限なし
- ✓ 年間上限400件
- ✓ 1 出願人あたり月 1 件まで
- ✓ 各IPGセクションあたり年間100件まで
- ✓ 最初の出願が第一庁として審査されることが必要



統一PPH フェーズ ii
2021/1/1～

- ✓ 分野制限なし
- ✓ 年間上限**600**件
- ✓ 1 出願人あたり**週** 1 件まで
- ✓ 各IPGセクションあたり年間**150**件まで
- ✓ 最初の出願は**締約国であれば OK**





- WIPOは、「WIPO GREEN」という、世界中で環境関連技術の技術移転を進めるプラットフォームを持っており、世界各国から提供されたライセンス等が可能な**環境関連技術のデータベース**を運営
- 技術を必要としている者と技術を提供できる者とを結ぶ**促進プロジェクト（マッチングイベント等）** 等も開催



マッチングイベント

アルゼンチン、エクアドル、チリ、ブラジルが関心
各国でコンサルタントによるマッチングの促進



ブラジルの関心技術

- ・持続可能農業
- ・再生可能エネルギー
- ・廃棄物処理



農業関連技術移転WS

中南米における農業関連技術についてのイベント
マッチングイベントとのコラボも視野



イベント例

- ・技術移転セミナー
- ・マッチングイベントのデモデイ



• 産業財産権保護のための連邦法

2020年11月5日 発効（旧メキシコ産業財産法は廃止）

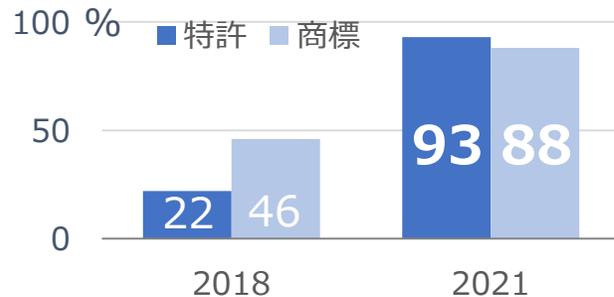
USMCAとCPTPPへの対応、IMPIの権限強化、オンライン手続き

• EPO,USPTOとのワークシェアリング

バックログ解消

• 電子化の推進

オンライン出願の増加



方式審査期間の短縮

8~24週間 → **6~14週間**





行政手続

- ・行政上の法規違反に対して、制裁によるIMPIが課した罰金は税額控除とみなし、徴収する権限(5条、393条)
- ・IMPIによる罰金収入はIMPIの運営費(389条)
- ・罰金の増加(最大2万UMA→最大25万UMA)(388条)

※UMA (measurement and update unit) とは、罰金を決定するための測定単位として最低賃金の使用に代わるものとして策定されたもの。2020年の値は以下のとおり、86.88ドル/日、2,641.15ドル/月、31,693.80ドル/年

	2019	2020
執行件数	3,290件	1,487件
罰金件数	584件	229件
罰金額	約5億9千万円	約2億4千万円

- ・行政違反に対する調停手続を実施する権限
- ・デジタル署名は自筆署名と同様の効果 (15条)

実用新案

- ・権利期間の延長(10年→15年)(62条)

意匠

- ・意匠対象に工芸品や画像を追加(66条,70条)

商標

- ・商標登録の期間は、登録日から10年(178条)
- ・悪意の商標(192条、194条)

営業秘密

- ・営業秘密の不正取得が行政上の違反行為(386条)



特許

・特許対象の追加(45条)

物質、化合物又は組成物はその用途が新規であることを条件に、特許性が除外されない

・特許対象外の追加(49条)

a)ヒトのクローン方法及びその製品

b)ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性の改変方法とヒトの創造する可能性のある製品

c)ヒト胚芽を工業的又は商業的目的での使用

d)動植物種（微生物を除く）

e)植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法及びその製品

f)人体又は動物の外科的又は治療的措置の方法及び診断方法

g)遺伝子の総配列または部分配列を含むその要素の単純な発見

・ダブルパテントの禁止(50条)

・グレースピリウド範囲拡大(52条)

発明者または出願人から直接または間接的に情報を入手した第三者による開示にも適用

・ボーラー条項(57条II)

ヒト医薬の承認を受けるための試験・実験等のための特許発明の実施に対して、特許権の効力は及ばない

・分割出願の明文化(100条、102条)

親出願が継続中の場合のみ分割出願可能

審査で単一性違反をした場合を除き、分割出願からの分割出願は認められない

・特許期間の調整規定(126条～136条)

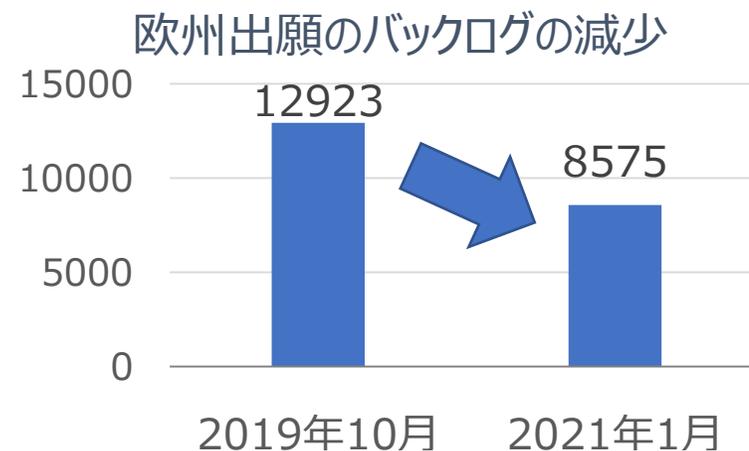
出願日から特許付与まで5年を超える場合であって、遅延がIMPIに起因する場合、5年を超えない範囲で2日ごとの遅延に1日の調整申請が可能



• EPOとのワークシェアリング

審査協力によるバックログの減少

- 2019年11月4日 EPOとIMPIがMoU締結



• USPTOとのPPG (Parallel Patent Grant)

USPTOで特許になったメキシコ出願について、**出願人の申請なく**、メキシコ産業財産法を満たしている限り特許を付与する**一方向**の枠組み

- 2020年1月28日 USPTOとIMPIがMoU締結 その後200件（2015～2018のIMPI特許出願11,000件から抽出）のトライアル実施
- 2020年12月7日 PPG開始を発表
- ✓ 過去にUSPTOで審査結果を有するメキシコUS出願の**技術分野を問わず全てが対象**
- ✓ メキシコ出願の全てのクレームは**US特許クレームに十分に対応**しているか、対応するように補正が必要
- ✓ IMPIバックログ **6万件のうち2万5千件**が米国出願



- **マドプロ加盟に向けた動き**

2021年5月19日 上院通過

参考：メキシコ 2012年4月 上院通過 → 2013年2月 発効

- **産業財産法改正「短期法」**

2021年4月20日 上院通過

公布から6月後発効

- **品質ポリシー**

2021年5月21日発表 品質マネジメントの範囲はPCT





特許

・仮出願の導入(43条)

出願人に12カ月の猶予を付与

・特許権の効力の制限(49条)

私的行為、実験行為など

・出願料(18条)

80枚を超える場合には追加料金

・特許権の奪取(50条の2)

権利の正当な所有者による譲渡請求

営業秘密

・営業秘密の概念の拡張(86条)

工業製品又はその手順

→人の管理下にあり、生産、商業、工業活動に使用できるすべての非公開情報

商標

・非伝統的商標の導入(19条)

におい、立体商標など

・商標権の不使用取消(27条の2B)

登録から5年以内に使用

・商業施設や工業施設に関する商標の除外(20条)

・商標の偽造罪の導入(108条)

61日から3年1日の禁固刑と罰金

・商標権の制限(19条の2E)

第三者による合理的な利用

意匠

・権利期間の延長(65条)

10年 → 15年

本日のトピック



中南米各国出願動向

特許、商標、意匠



コロナと知的財産

強制実施権、特許存続期間



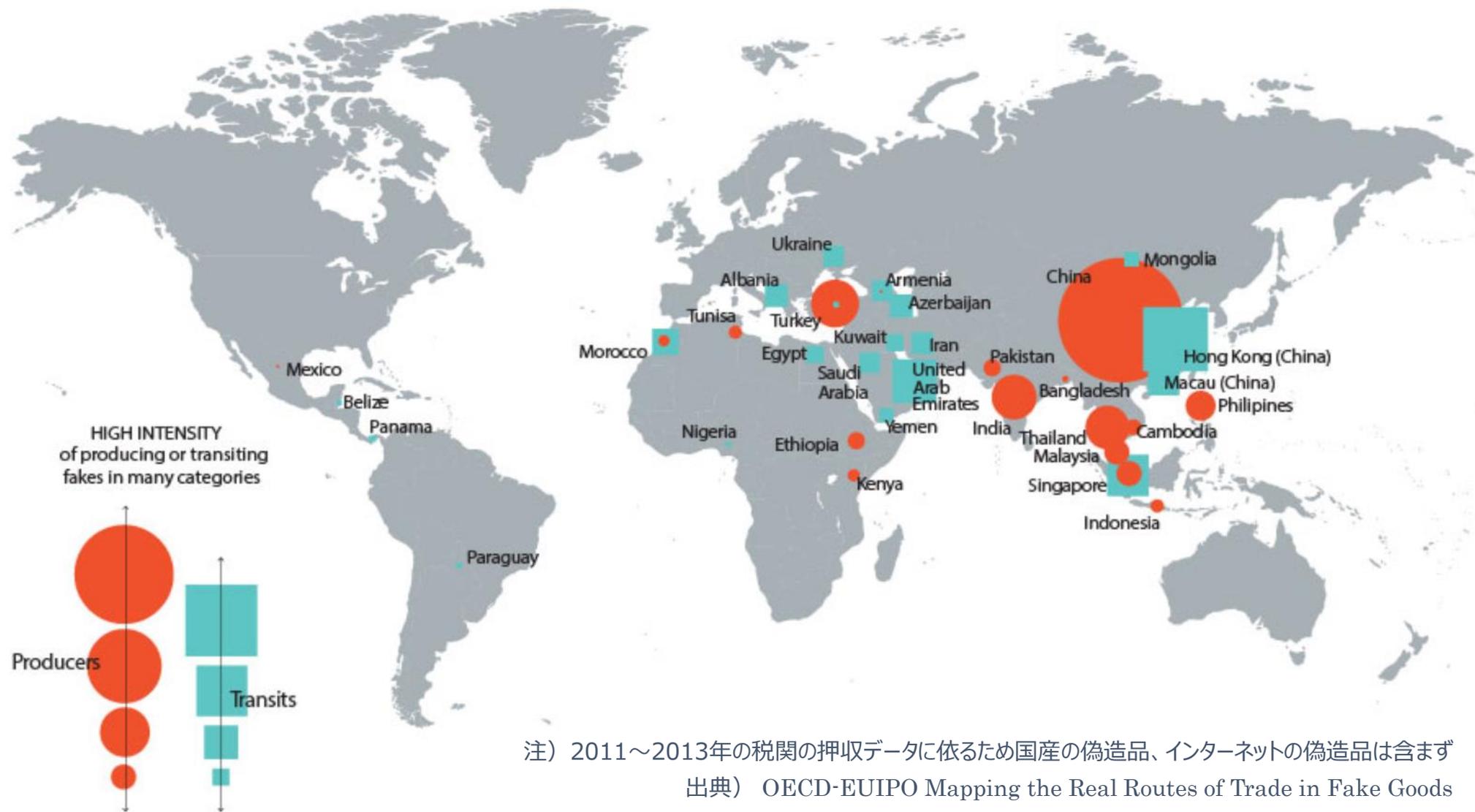
各国最新施策

ブラジル、メキシコ、チリ



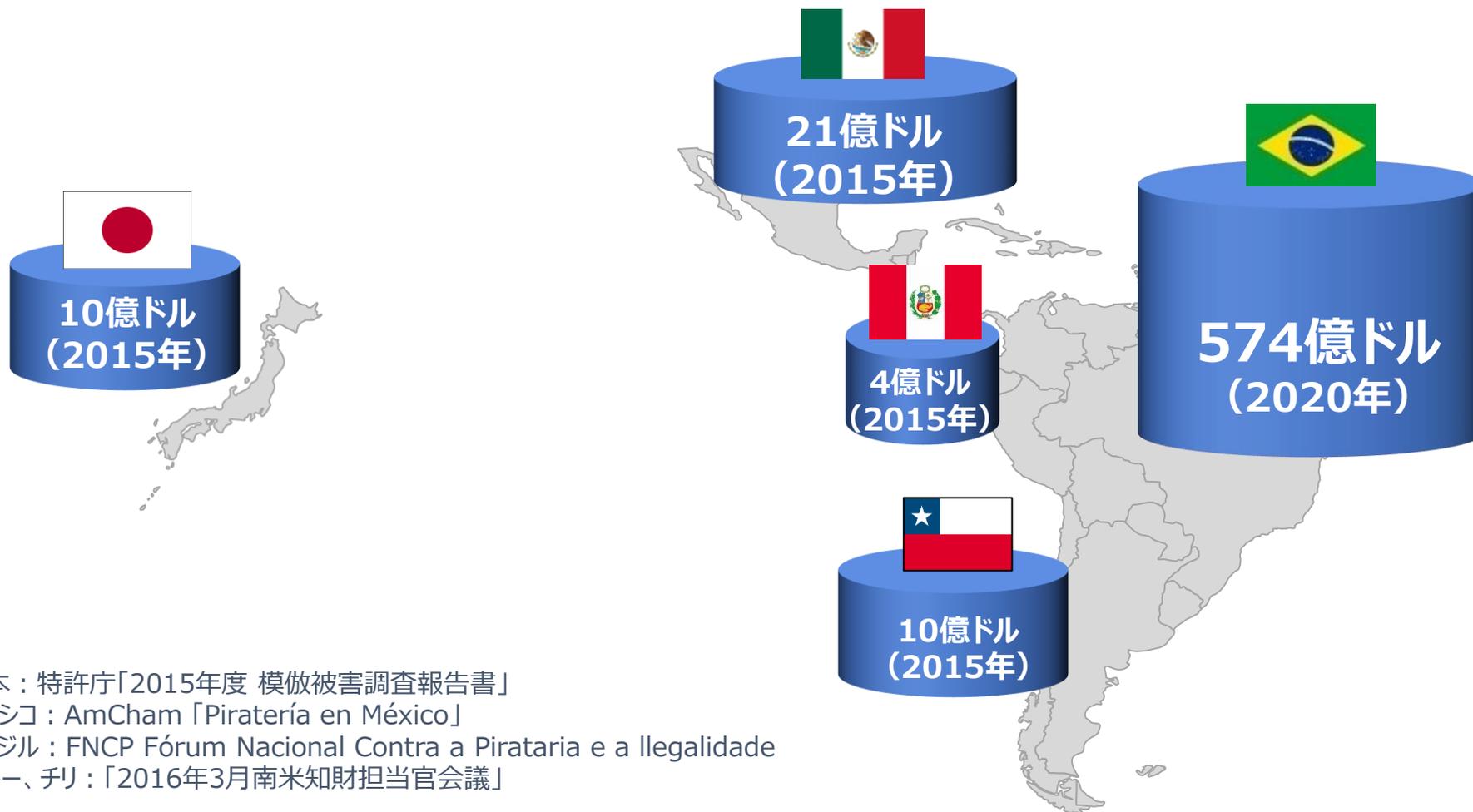
フリートレードゾーンと模倣品対策

FTZ、流通ルート、各種取組み





・OECDによると、世界の模倣品・海賊版の流通総額は、2016年で**総額5,090億ドル**



出典) 日本：特許庁「2015年度 模倣被害調査報告書」
メキシコ：AmCham「Piratería en México」
ブラジル：FNCP Fórum Nacional Contra a Pirataria e a Ilegalidade
ペルー、チリ：「2016年3月南米知財担当官会議」



- **定義**

WCO改正京都規約付属書D第2章

“**Free Zone**”とは、締約国の領域の一部であって、輸入関税及び税金に関する限り、導入されたすべての物品が税関領域外にあると一般的にみなされるものをいう。

OECD

“**Free Trade Zone**”とは、国または管轄区域によって指定された地域を指し、この地域に入る商品は、その商品が入った際に、自由な流通のための解放を宣言された場合に適用される関税よりも低い輸出入関税が適用される場合がある。一時的な保管または税関の倉庫手続きのために使用される施設は、自由貿易地域とはみなされない。

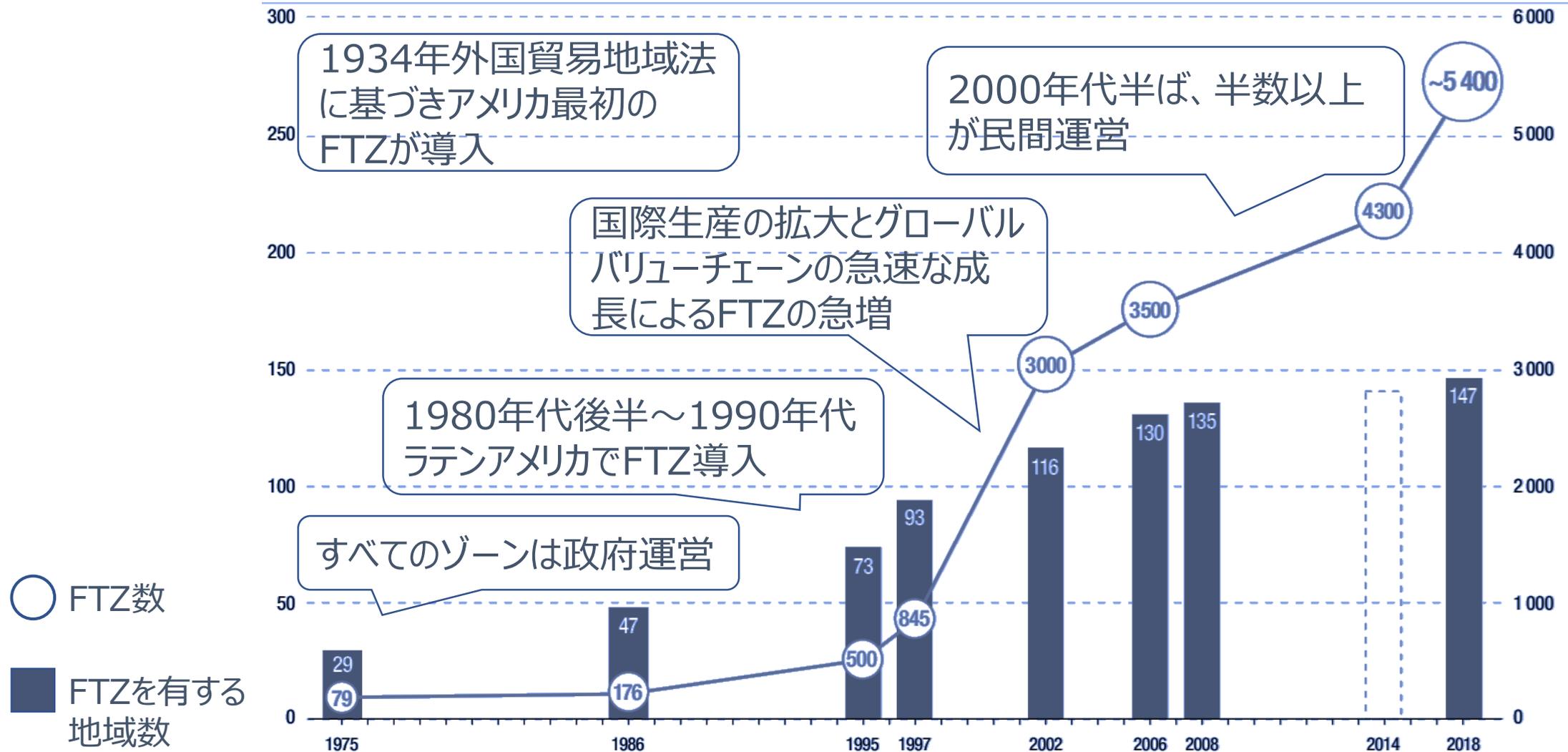
- **目的**

投資誘致、貿易促進、輸出増加、雇用創出

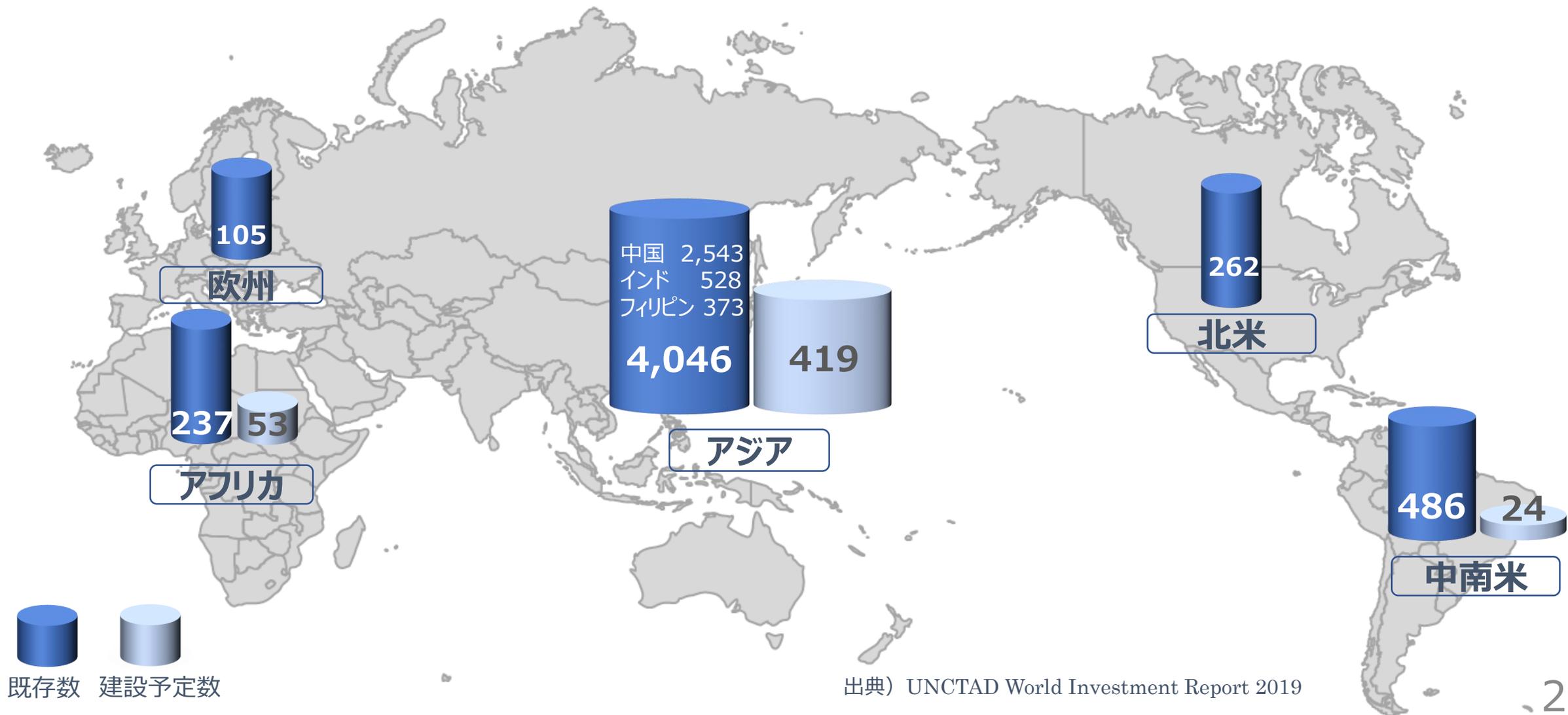
- **模倣行為**

①原産国のカモフラージュ、②模倣品の流通センターの設置、③製品の再包装やラベルの貼替

OECD-EUIPOの調査によると、FTZが1つ増加すると、偽造品や海賊版製品の輸出額が**平均5.9%**増加



出典) UNCTAD World Investment Report 2019

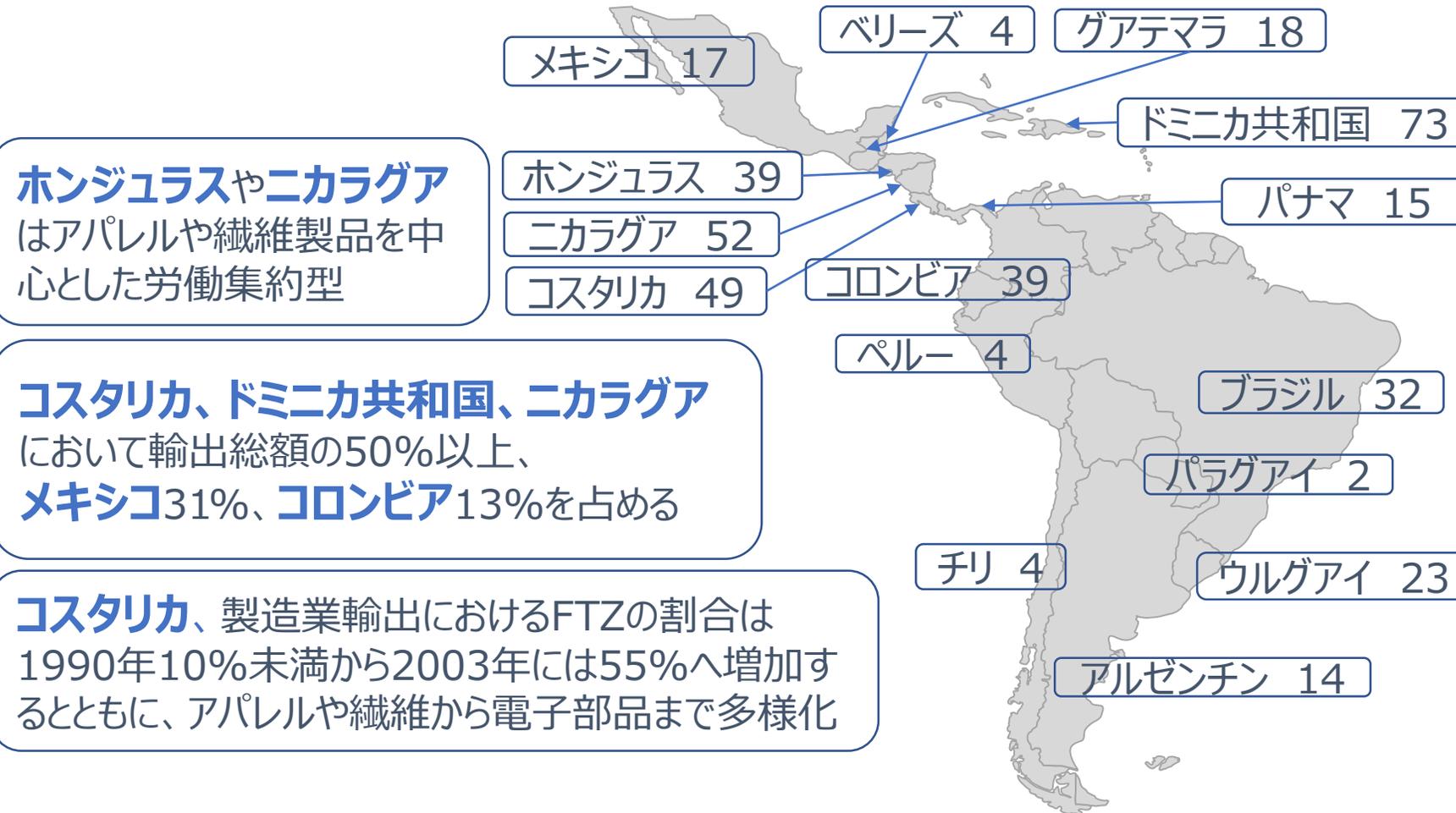


中南米におけるFTZ



FTZと模倣品対策 FTZ

- 輸送の要所となりえる**中米に集中**
- 多くの国が政府運営から時を経て大部分が**民間運営**に移行



ホンジュラスや**ニカラグア**はアパレルや繊維製品を中心とした労働集約型

コスタリカ、**ドミニカ共和国**、**ニカラグア**において輸出総額の50%以上、**メキシコ**31%、**コロンビア**13%を占める

コスタリカ、製造業輸出におけるFTZの割合は1990年10%未満から2003年には55%へ増加するとともに、アパレルや繊維から電子部品まで多様化

ドミニカ共和国は伝統的な衣服・繊維産業に加え、近年、医療・医薬品、電機電子製品のシェアが拡大

コロンビア、**ドミニカ共和国**、**ジャマイカ**、**メキシコ**、**トリニダード・トバゴ**では単一企業FTZが多い



ベリーズ : Corozal Free Zone

・1994年設立。メキシコとの境界に位置し米国からの再輸出に利用

総合スコア 77 / 84位

政府施策、需要と供給、透明性と貿易、税関環境

69

65

83

75

パナマ : Colon Free Zone

・1938年設立。太平洋とカリブ海・大西洋をつなぐ
パナマ運河に沿う中南米最大級のFTZ

・米国、カリブ海、中南米向け模倣品の重要な経由地

総合スコア 52 / 84位

政府施策、需要と供給、透明性と貿易、税関環境

52

36

80

36

Global Illicit Trade Environment Index

政府政策

- 条約へのコミットメント
- FATF基準への準拠
- 知財保護
- 腐敗
- 法執行
- 省庁間連携
- サイバーセキュリティ

透明性と貿易

- 追跡
- 改正京都規約付属書の採択
- FTZガバナンス
- 国際報告：人身売買、
- 国際報告：IP
- 国際報告：麻薬密売

需要と供給

- 税金と社会保障の負担
- 法人税負担
- 雇用者の社会保障への貢献
- 国家機関の質
- 労働市場の規制
- 組織犯罪の認識

税関環境

- 検査割合
- 通関と検査
- オートメーション
- 認定経済事業者プログラム
- 税関記録システム



コロンビア : Maicao Special Customs Regime Zone

- ・1999年設立。
 - ・ベネズエラとの境界に位置。
- Maicao市はインフラの脆弱性より税関機能も弱く、従来より密輸港としてのハブ。
- ・自動車や武器の輸入が禁止、アルコールには輸入枠が設定。

総合スコア 43 / 84位
政府施策、36
需要と供給、69
透明性と貿易、56
税関環境、23



パラグアイ : Ciudad del Este

- ・1957年設立。
- ・ブラジルとの境界に位置。ブラジルへの主要な流通路。
- ・医薬品、デジタルカメラ、タバコなどを含む様々な種類の模倣品が流通。

総合スコア 70 / 84位
政府施策、70
需要と供給、61
透明性と貿易、60
税関環境、70

ブラジルの模倣品流通ルート



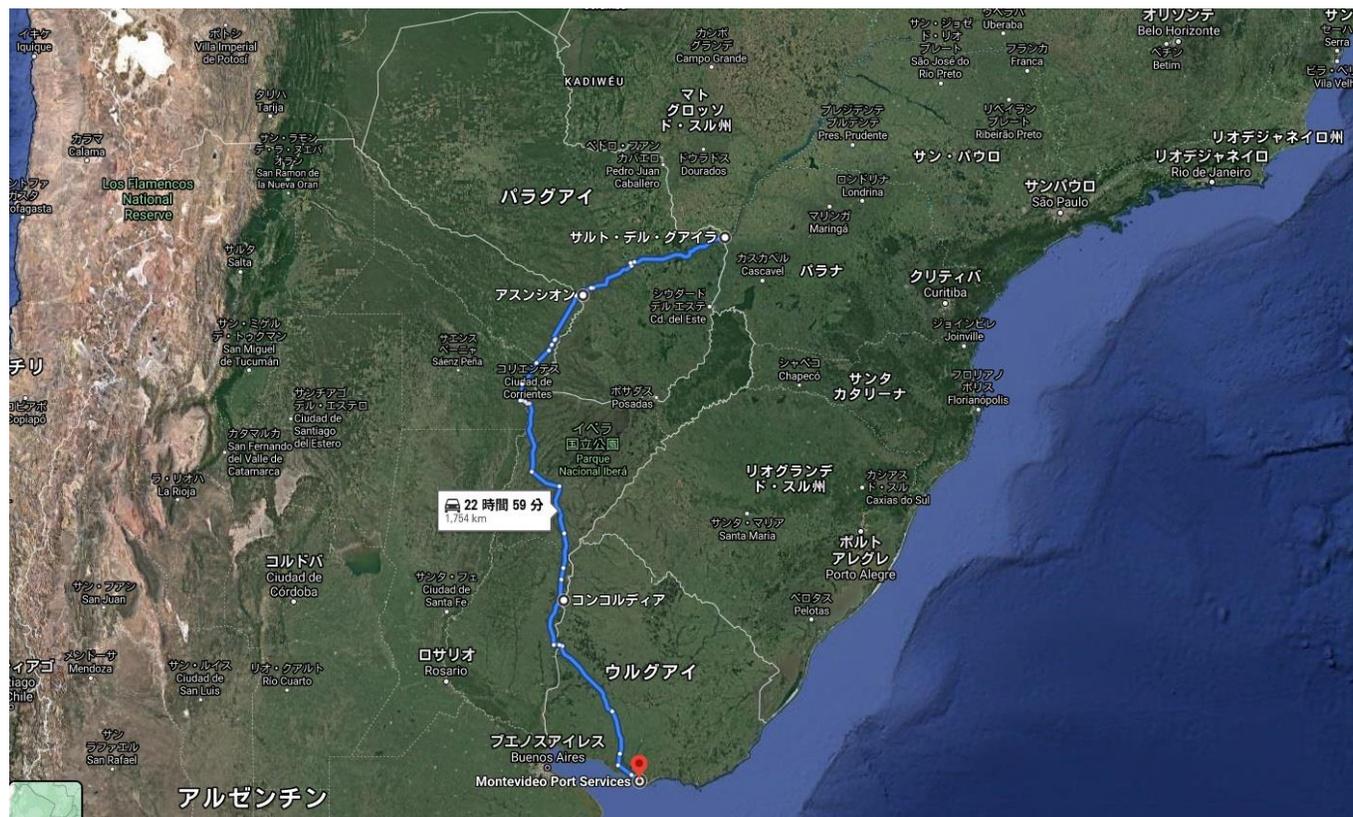
FTZと模倣品対策 流通ルート

- 海路として、①サントス港 (Santos Port) 、②イタジャイ港 (Itajaí Port) 、 ③ビクトリア港 (Vitoria Port) が挙げられる。
- 陸路として、④Ciudad del Este (パラグアイ) ⇒Foz do Iguazú (ブラジル) 、⑤スリナム⇒Belén (ブラジル) 、⑥ボリビア→ブラジルが挙げられる。



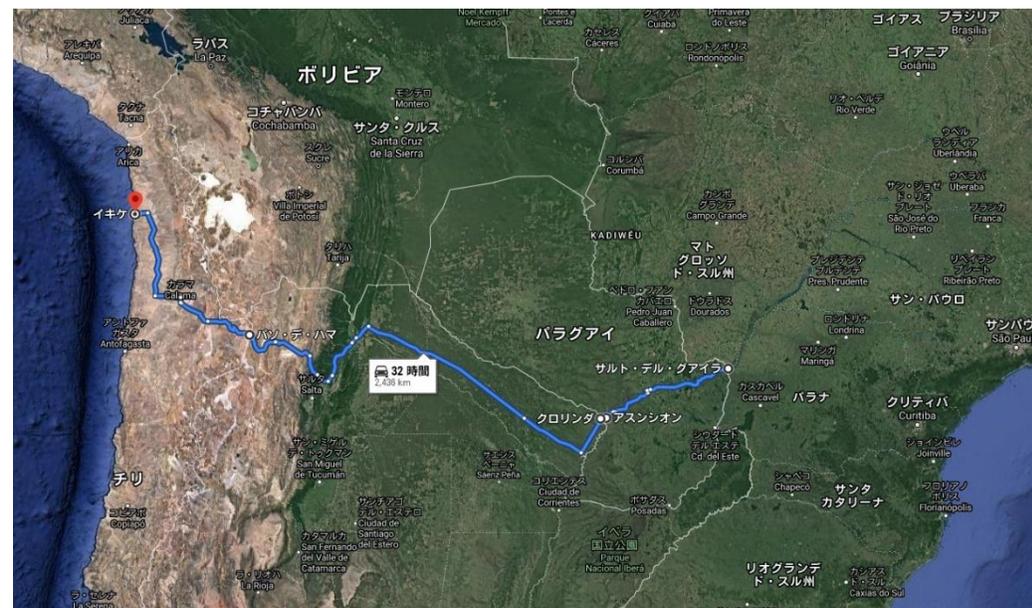


- Ciudad del Esteではごく短期間集積され、様々な手段で拡散。名義貸しも横行して摘発も困難。
- ウルグアイのFTZを起点とした以下のルート（中国⇒Montevideo港（ウルグアイ）⇒アルゼンチン⇒パラグアイ）がある。





- FTZの**イキケ港**が起点となり、陸路でパラグアイへ運ばれるルートがある。
- イキケ港からパラグアイへの運送会社は1社しかなく全輸送量90%を請け負っているが、違法な業者であり、密輸や脱税など様々な罪で起訴されているにも関わらず、パラグアイ政府の協力な庇護下にある。
- 以下左写真のようなジャンボトラックを120台所有し、年間3000コンテナ以上を輸送している模様。
- 代表的なルートは以下右写真 **(Iquique – Paso de Jama – Clorinda – Asunción – Ciudad del Este)**





WCO改正京都規約

2006年2月「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（改正京都規約）」が発効。

国際的な税関手続の一層の調和化、近代化及び透明化が図られ、円滑で効率的な手続がなされることを通じて、国際貿易の一層の発展を期待。

締約国 123か国（ラテンアメリカは米国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国の**6か国**）

附属書D 2章 フリーゾーン

定義 **"フリーゾーン"**とは、締約国の領域の一部であって、輸入関税及び税金に関する限り、導入されたすべての物品が税関領域外にあると一般的にみなされるものをいう。

3. 基準 **税関は**、フリーゾーンの適合性、構造及び配置に関する適切な要件を含む**税関管理の取り決めを定めなければならない。**

4. 基準 **税関は**、フリーゾーンに保管されている貨物について、いつでも**検査を行う権利を有する。**

改正京都規約締約国一覧（123か国及びEU）

アジア・大洋州(33)		アメリカ州(33)		ヨーロッパ州(52)		北アフリカ・中近東(18)		西・中央アフリカ(23)		東・南アフリカ(24)	
アフガニスタン	アルゼンチン	アルバニア	○	ノルウェー	○	アルジェリア	○	ベナン	○	アンゴラ	○
オーストラリア	○	バハマ	○	アンドラ	○	バーレーン	○	ブルキナファソ	○	ボツワナ	○
バングラデシュ	○	バルバドス	○	アルメニア	○	ポルトガル	○	○	○	ブルンジ	○
ブータン	○	ベリーズ	○	オーストリア	○	ルーマニア	○	カボベルデ	○	コモロ	○
ブルネイ	○	英領バミューダ	○	アゼルバイジャン	○	ロシア	○	中央アフリカ	○	ジブチ	○
カンボジア	○	ボリビア	○	ベラルーシ	○	セルビア	○	チャド	○	エリトリア	○
中国	○	ブラジル	○	ベルギー	○	スロバキア	○	コンゴ共和国	○	エスワティニ	○
フィジー	○	○	○	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	スロベニア	○	コートジボワール	○	エチオピア	○
香港	○	カナダ	○	ブルガリア	○	スペイン	○	○	○	ケニア	○
インド	○	チリ	○	クロアチア	○	スウェーデン	○	コンゴ民主共和国	○	レソト	○
インドネシア	○	コロンビア	○	キプロス	○	スイス	○	ガボン	○	マダガスカル	○
イラン	○	コスタリカ	○	○	○	タジキスタン	○	ガンビア	○	マリウイ	○
日本	○	キューバ	○	○	○	○	○	ガーナ	○	モーリシャス	○
韓国	○	ドミニカ共和国	○	デンマーク	○	北マケドニア	○	ギニア	○	モザンビーク	○
ラオス	○	エクアドル	○	エストニア	○	トルコ	○	ギニアビサウ	○	リベリア	○
マカオ	○	エルサルバドル	○	フィンランド	○	トルクメニスタン	○	○	○	マリ	○
マレーシア	○	グアテマラ	○	フランス	○	ウクライナ	○	シリア	○	ナミビア	○
マルディフ	○	ガイアナ	○	ジョージア	○	英国	○	チュニジア	○	ルワンダ	○
モンゴル	○	ハイチ	○	ドイツ	○	ウズベキスタン	○	アラブ首長国連邦	○	セネガル	○
ミャンマー	○	ホンジュラス	○	ギリシャ	○	コンゴ	○	イエメン	○	シエラレオネ	○
ネパール	○	ジャマイカ	○	ハンガリー	○					トーゴ	○
ニュージーランド	○	メキシコ	○	アイスランド	○					ジンバブエ	○
パキスタン	○	キューラソー	○	アイルランド	○						
パプアニューギニア	○	ニカラグア	○	イスラエル	○						
フィリピン	○	パナマ	○	イタリア	○						
サモア	○	パラグアイ	○	○	○						
シンガポール	○	ペルー	○	カザフスタン	○						
スリランカ	○	セントルシア	○	キルギス	○						
タイ	○	トリニダード・トバゴ	○	ラトビア	○						
東ティモール	○	○	○	リトアニア	○						
トンガ	○	○	○	ルクセンブルク	○						
バヌアツ	○	ウルグアイ	○	マルタ	○						
ベトナム	○	ベネズエラ	○	モルドバ	○						
	○	アンティグア・バーブーダ	○	モンテネグロ	○						
	○	スリナム	○	オランダ	○						
キリバス(※)	○										
クック諸島(※)	○										
ツバル(※)	○										
(※)除く	26	6		EU	○						
				(EU除く)	45						

※キリバス、クック諸島、ツバルWCO加盟国ではない。



国際商標協会 (INTA)

- FTZにおけるエンフォースメント調査「Anticounterfeiting Enforcement Procedures in Free Trade Zones」

- 調査対象

北米 2 (USA, Canada) 、**アジア 4** (Indonesia, Singapore, Pakistan, Myanmar) 、**中東 1** (UAE) 、

欧州 15 (Russia, Montenegro, Ukraine, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Italy, Luxemburg, Malta, Poland, Portugal, Spain, UK)

中南米 23 (Argentina, Aruba, Bahamas, Belize, Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Curaçao, Dominican Republic, Ecuador, El Salvador, Guatemala, Haiti, Honduras, Mexico, Nicaragua, Panama, Paraguay, Peru, Uruguay, Trinidad and Tobago, Venezuela)

- 調査項目

- ①税関、検察、法執行機関、その他の政府機関は、FTZで偽造品や侵害品を検査し、押収する権限があるか？職権による検査は許可されているか、それとも刑事告発の提出が必須か？FTZにおける手続きを定めた特定の法律はあるか？
- ②輸送されてきた偽造品や侵害品、あるいは FTZ で輸送中の商品を押収することは可能か？
- ③FTZの当局はどの程度活動しているか？FTZにおける模倣品・侵害品に関連する事件はあるか？
- ④仲介者（貨物輸送業者、船会社）の役割、また犯罪行為において法執行機関や検察官を支援しているか？仲介者は偽造品や侵害品の所有者に関する情報を提供する意思があるか？
- ⑤税関職員、商標権者、専門家はどのように交流しているか？

中南米IPGについて

• 目的

中南米における知的財産問題に関心のある日系企業等が相互に協力、連携を図り、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、中南米における適切な事業環境の実現に資すること
随時、中南米における知財ニュースなど配信中！

• 内容（予定）

ブラジル知財最新情報

その他、中南米各国の知財情報について別途開催予定



新規会員募集中！！

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ip.html

まとめ



各国で法整備や電子化が進み、特に、**商標出願が増加**。一方、特許出願は**国内出願の割合が低い**ことが課題。



中南米ではワクチン接種が遅れているため、今後、特許権の放棄など**ワクチン**関連知財の動きが**活発化**する可能性がある。



バックログの減少に伴い**審査処理も迅速化**。今後WIPO GREEN等によるビジネス促進に向けて**日本企業の技術や協力**に期待する声大きい。



中南米における模倣品状況・統計情報は未整備。しかし、税関での意匠権による摘発などの事例もあるため、**戦略的な権利化**が必要。

JETRO

Japan External Trade Organization

ありがとうございました。



+55-11-3141-0788



Kenji_Kainuma@jetro.go.jp